

平成20年3月14日

指定代理請求特約

の取扱い開始
について

朝日生命保険相互会社（社長 藤田 譲）は、平成20年4月2日より、「保険金や給付金等をお客様から確実かつすみやかにご請求いただくための態勢づくり」の一環として、受取人となる被保険者が保険金や給付金等を自ら請求できない特別な事情があるときに、あらかじめ指定した「指定代理請求人」が保険金や給付金等を代理請求できる『指定代理請求特約』の取扱いを開始します。

なお、当社では、従来から一部の保険金等（リビング・ニーズ特約保険金等）について、所定の代理人が代理請求できる制度を導入しておりましたが、『指定代理請求特約』は「代理請求の対象となる保険金や給付金等」「指定代理請求人の範囲」を大幅に拡大し、お客様の一層の利便性向上を図っています。これにより、お支払いすべき保険金や給付金等を確実に、かつすみやかにお支払いする体制を強化・整備いたします。

「指定代理請求特約」とは…

被保険者が受取人となる保険金や給付金等について、
受取人である被保険者本人が請求できない事情があるとき、
あらかじめ指定された指定代理請求人が、
保険金や給付金等を代理請求できる特約です。

例えば、「事故や病気などで意識不明の状態や認知症などで意思表示ができない場合」や
「治療上の都合でガンなどの病名や余命の告知をされずご家族のみが知っている場合」など

主なポイント

- 現行制度に比べ、指定代理請求人の範囲が拡大しました。
- 被保険者が受け取ることとなる全ての保険金や給付金等が代理請求の対象となりました。
- 既契約を含むほとんどの契約に付加することが可能です。
- 特約保険料は必要ありません。

1. 指定代理請求特約の内容

(1) 代理請求が可能となる被保険者の状態

被保険者が受け取ることとなる保険金や給付金等について、次のいずれかの事情があるため、被保険者が保険金や給付金等を自ら請求できないと当社が認めた場合に、あらかじめ指定された指定代理請求人が被保険者に代わって保険金や給付金等を請求できます。

傷害または疾病により、保険金や給付金等を請求する意思表示ができないこと
治療上の都合により、傷病名または余命の告知を受けていないこと
その他 または に準じた状態であること

(2) 指定代理請求人の範囲

次のいずれかに該当する人をあらかじめ「指定代理請求人」としてご指定いただきます。

被保険者の戸籍上の配偶者
被保険者の直系血族（親・子・祖父母・孫など）
被保険者の兄弟姉妹（兄弟姉妹がいないときは甥・姪）
被保険者と同居または同一生計の3親等内の親族（配偶者の親など）

～ は
同居・同一生計である
ことを問いません！

代理請求時に上記の要件を満たしていない場合には、その指定代理請求人による代理請求はできません。「指定代理請求人」に指定できるのは、1名のみです。

(3) 代理請求の対象となる保険金や給付金等の種類

「被保険者が受取人となる全ての給付」が対象です。
こども保険の場合は、契約者となります。

被保険者が受け取ることとなる全ての給付
(被保険者と契約者が同一である場合の契約者が受け取ることとなる給付を含みます)
・各種保険金、年金、給付金など
・社員配当金
・すえ置かれた保険金、給付金など
被保険者と契約者が同一である場合の保険料の払込免除

(4) 「指定代理請求特約」を付加可能な保険種類

法人契約を除く「被保険者が受取人となる給付」があるすべての保険種類が対象です。
こども保険の場合は、契約者となります。

新たにご加入するご契約だけでなく、既にご加入いただいているご契約にも、付加していただくことが可能です。

以上

<ご参考> 現行「(指定)代理請求制度」との違いについて

現行の「(指定)代理請求制度」と新たにお取扱いする「指定代理請求特約」との主な違いは次のとおりです。

	「指定代理請求特約」	現行の 「(指定)代理請求制度」
代理請求が可能となる被保険者の状態	<p>傷害または疾病により、保険金や給付金等を請求する意思表示ができないこと</p> <p>治療上の都合により、傷病名または余命の告知を受けていないこと</p> <p>その他 または に準じた状態であること</p>	同左
指定代理請求人の範囲	<p>被保険者の戸籍上の配偶者</p> <p>被保険者の戸籍上の直系血族(親・子など)</p> <p>被保険者の兄弟姉妹(いないときは甥・姪)</p> <p><u>上記 ~ については、</u></p> <p><u>同居または同一生計の要件を問いません。</u></p> <p>被保険者と同居または同一生計の3親等内の親族(配偶者の親など)</p>	<p>被保険者と同居または同一生計の戸籍上の配偶者</p> <p>被保険者と同居または同一生計の3親等内の親族</p>
対象となる「保険金等」	<p>右記 ~ に加え、被保険者が受け取る給付全般となります</p> <ul style="list-style-type: none"> ●被保険者が受取人となる各種生存給付・医療給付 入院給付金・手術給付金等 ●ご契約者への給付等(被保険者=契約者の場合) 生存給付金・配当金等・保険料払込免除 ●指定された受取人への給付(被保険者=受取人の場合) 満期保険金・年金等 	<p>高度障害保険金、介護保険金 特定疾病保険金 リビング・ニーズ特約保険金 がん診断給付金、がん入院給付金 生活習慣病入院給付金、7大疾病給付金 等</p> <p>は、「指定代理請求人」が指定されていない場合、同居または同一生計の死亡保険金受取人による代理請求が可能。</p>

以 上